

# 栃木県産食品等に対する諸外国・地域の規制措置

※本表は農林水産省・水産庁により公表されているデータを基にして作成しております。  
規制措置の詳細及び最新情報については、必ず各自で農林水産省・水産庁に御確認ください。

- ・**日付証明書** … 輸出される食品等が平成23年3月11日より前に生産または加工されたことを証明する書面
- ・**産地証明書** … 輸出される食品等が輸出先国等が指定する地域以外で生産加工されたことを証明する書面
- ・**放射性物質検査証明書** … 輸出される食品等から検出される放射性物質が輸出先国等が定める基準値を超えていないことを証明する書面

※放射性物質検査証明書の作成主体・形式・内容等は輸出先国・地域によって区々であるので、必ず各自でご確認ください。

- ・**放射性物質検査報告書** … 検査機関での検査結果の報告書(放射性物質検査証明書は特定の検査機関における検査結果報告書を踏まえて発行)

- ・**放射性物質輸入規制に関する申告書** … 事業者自らが作成する、商品名、産地等が記載され、商工会議所からサイン証明を受けた書類

※放射性物質検査報告書の作成主体・形式・内容等は輸出先国・地域によって区々であるので、必ず各自でご確認ください。

作成: 栃木県国際課

更新: 令和4(2022)年7月26日

## アジア

国(地域)名	品目	規制内容	備考
香港	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉ミルク	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> 及び <b>輸出事業者証明書</b> の要求	
	食肉、家禽卵、水産物	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	
中国	全ての食品、飼料	<b>輸入停止</b>	
台湾	野生鳥獣肉、キノコ類、コシアブラ	<b>輸入停止</b>	
	上記品目を除く全ての食品(酒類を除く)	<b>産地証明書</b> に加え、以下の検査機関が発行する <b>放射性物質検査報告書</b> を要求 ①中央主管機関が公表している機関 ②その他日本の政府の認証を受けた機関 ③国際認証機関の認証を受けた機関	全ロット検査
マカオ	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	<b>放射性物質輸入規制に関する申告書</b> の添付	米、加工度の高い食品、飲料は対象外
韓国	ほうれんそう、かきな、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらめ、ぜんまい、わらび、栗、飼料、全ての水産物	<b>輸入停止</b>	
	上記品目を除く全ての食品	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については日付証明書

※ ベトナム、マレーシア、ミャンマー、インド、ネパール、パキスタン、ブルネイ、フィリピン、シンガポール、インドネシアは、当初は規制していたが、現在は撤廃。

※ タイは、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

## 大洋州

国(地域)名	品目	規制内容	備考
仏領ポリネシア	きのこ類、水産物(活魚、海藻及びホタテ及び漁業用のエサ (fishing bait) として使用される水産物を除く。)、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	平成23年3月11日より前に生産・加工された食品・飼料については、日付証明書  第三国経由で日本から輸入される食品・資料については対象外
	放射性物質検査の対象となっている県における対象品目または生産地・加工地が不明な対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料	輸入国にて <b>サンプル検査</b>	
	放射性物質検査証明の対象品目について、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの、又は放射性物質検査証明が要求される県以外の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の <b>産地証明書</b> の要求 輸入国にて <b>サンプル検査</b>	

※ ニュージーランド、オーストラリア、ニューカレドニアは、当初は規制していたが、現在は撤廃。

## 北米

国(地域)名	品目	規制内容	備考
(規制国なし)			

※ 米国、カナダは、当初は規制していたが、現在は撤廃。

## 欧州

国(地域)名	品目	規制内容	備考
EU等(EU27カ国、EFTA(ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド)及び北アイルランド)	放射性物質検査の対象となっている県における対象品目または生産地・加工地が不明な対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> の要求	
	放射性物質検査証明の対象品目について、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの、又は放射性物質検査証明が要求される県以外の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の <b>産地証明書</b> の要求	
ロシア	全ての食品(水産物を除く)	政府作成の <b>放射性物質検査証明書</b> (放射性物質検査報告書を添付)の要求	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については、日付証明書

※ セルビア、ウクライナ、英国(北アイルランドを除く)は、当初は規制していたが、現在は撤廃。

## 中南米

国(地域)名	品目	規制内容	備考
(規制国なし)			

※ チリ、メキシコ、ペルー、コロンビア、エクアドル、ボリビア、アルゼンチンは、当初は規制していたが、現在は撤廃。

## 中東

国(地域)名	品目	規制内容	備考
(規制国なし)			

※ イラク、イラン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、オマーン、バーレーン、レバノン、イスラエルは、当初は規制していたが、現在は解除

※ アラブ首長国連邦は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

## アフリカ

国(地域)名	品目	規制内容	備考
(規制国なし)			

※ モーリシャス、コンゴ民主共和国、モロッコ、エジプトは、当初は規制していたが、現在は撤廃。